

助成金

粉じん作業特別教育

公益社団法人わたらせ技能講習センタと協力して、粉じん作業特別教育を実施いたします。

承知のとおり、金属の研磨、バリ取り、鋳物作業などの「特定粉じん作業」に従事する労働者については、労働安全衛生法第59条第3項に基づき、特別教育の実施が義務付けられています。粉じんの吸入による「じん肺」は不可逆性の疾病であり、その予防は非常に重要です。事業者と労働者がともにその有害性を理解し、粉じんの作業現場における環境や作業管理、健康管理を徹底するため、該当する労働者については必ず受講されますようお願いいたします。

対象者

グライダによる研削・バリ取り、アーク溶接、バフ等の研磨、鋳物の砂型ばらし、砂おとし金属の裁断作業などの方

講習の内容(粉じん障害防止規則によるカリキュラム)

- (1)関係法令
- (2)粉じんの発散防止及び作業場の換気の方法
- (3)作業場の管理
- (4)粉じんに係る疾病及び健康管理及び呼吸用保護具の使用方法



日時

令和8年1月30日(金) 8:00～12:40

※申込後、請求書と「受講票」を送付します

会場

わたらせ技能講習センタ(足利八柵町103)

受講料

12,000円

※受講料には、テキスト代などの諸経費及び消費税が含まれています

※当協会の会員以外の方は、規定の金額に手数料として3,300円が加算されます

申込期間

令和7年11月4日(火)～ 令和8年1月16日(金) 定員40名

申込方法

ホームページから直接お申し込みください（お問い合わせは、協会事務局73-6660まで）

助成金

市内中小製造業の場合は、足利市から受講料の30%が助成されます